

これらの規則による規定内容はすべて区民等の意見提出手続きで示した区基準案(修正部分を含む)の内容で、細目的規定であるため規則で定めるものである。

1 杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

No.	条項及び見出し	条例案文	規則による規定内容(案)
1	【11条】他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準 (併設施設と兼ねることができない設備)	家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を当該社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができる。ただし、 規則で定める設備 及び利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	「保育室及び各家庭的保育事業所等に特有の設備」として規定
2	【15条】食事 (食事提供の方法)	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法その他 規則で定める方法 により行わなければならない。	「条例第11条の規定により、家庭的保育事業者等が家庭的保育事業所等の設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法」として規定
3	【22条】設備の基準 (家庭的保育事業の設備の基準)	家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、 規則で定める要件 を満たすものとして、区長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で行うものとする。	「以下の要件」として規定 (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 (2) (1)の専用の部屋の面積は9.9㎡(保育する乳幼児が3人を超える場合は9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積)以上であること。 (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)があること。 (6) (5)の庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上であること。 (7) 火災報知器及び消火器を設置すること。 (8) 避難階又は地上に通じる2以上の異なった避難経路を確保すること。 (9) (1)の部屋を建築物の2階以上の階に設ける場合は、当該建築物が耐火建築物又は準耐火建築物であること。
4	【23条2項3号】職員 (家庭的保育事業の職員の資格)	保育士となる資格その他 規則で定める資格 を有する者	「幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭、助産師、保健師又は看護師」として規定
5	【23条2項4号】職員 (家庭的保育事業の職員の経験)	規則で定める経験 を有する者	「乳幼児を養育した経験又は3年以上の期間乳幼児に保育を提供した経験」として規定
6	【28条】設備の基準 (小規模保育事業所A型の設備の基準)	小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備は、 規則で定める基準 を満たさなければならない。	「以下の基準」として規定 (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は(1)の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊技場(付近にあるこれに変わるべき場所を含む。)(5)において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。 (5) 保育室又は遊戯室の面積は、(4)の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊技場の面積は、(4)の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を設ける建築物が、耐火建築物又は準耐火建築物であること。 (8) 保育室等を2階に設ける建築物にあつては次のア及びイの要件に、保育室等を3階以上に設ける建築物にあつては次のアからキまでに掲げる要件に該当するものであること。 ア 保育室が設けられている 別表 の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。 イ アに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。 ウ 小規模保育事業所A型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このウについて同じ。)以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。 この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 (ア)スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 (イ)調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 エ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 オ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 キ 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。
7	【29条5項2号】職員 (小規模保育事業所A型の職員(施設長)の経験)	規則で定める経験 を有する者	「6年以上連続して乳幼児に対して保育を提供した経験」として規定

No.	条項及び見出し	条例案文	規則による規定内容(案)
8	【31条】設備の基準 (小規模保育事業所B型の設備の基準)	小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)の設備は、 規則で定める基準 を満たさなければならない。	「No.6(小規模保育所A型の設備の基準)」に同じ
9	【34条】設備の基準 (小規模保育事業所C型の設備の基準)	小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)の設備は、 規則で定める基準 を満たさなければならない。	「以下の基準」として規定 (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は(1)の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊技場(付近にあるこれに変わるべき場所を含む。)(5)において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。 (5) 保育室又は遊戯室の面積は、(4)の幼児1人につき3.3㎡以上、屋外遊技場の面積は(4)の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 (7) 避難階又は地上に通じる2以上の異なった避難経路を確保すること。 (8) 保育室等を2階以上の階に設ける場合は、No.6(8)に掲げる要件に該当するものであること。
10	【45条】設備の基準 (保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)	保育所型事業所内保育事業を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備は、 規則で定める基準 を満たさなければならない。	「以下の基準」として規定 (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。)(4)において同じ。及び便所を設けること。 (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は(1)の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 (4) 満2歳以上の幼児を利用させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊技場(付近にあるこれに変わるべき場所を含む。)(5)において同じ。)、調理室及び便所を設けること。 (5) 保育室又は遊戯室の面積は、(4)の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊技場の面積は(4)の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 (7) 保育室等を2階に設ける建築物にあっては、次のア及びイ及びウの要件に、保育室等を3階以上に設ける建築物にあっては、アからキまでに掲げる要件に該当するものであること。 ア 耐火建築物又は準耐火建築物であること。 イ 保育室が設けられている 別表 の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。 ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。 エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエについて同じ。))以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。 この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 (ア)スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 (イ)調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。
11	【49条】設備の基準 (小規模型事業所内保育事業所の設備の基準)	小規模型事業所内保育事業を行う事業所(以下「小規模型事業所内保育事業所」という。)の設備は、 規則で定める基準 を満たさなければならない。	「No.6(小規模保育所A型の設備の基準)」に同じとして規定

2 杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

No.	条項及び見出し	条例案文	規則による規定内容(案)
12	【10条】設備の基準 (放課後児童健全育成事業所の設備基準)	放課後児童健全育成事業所の設備は、 規則で定める基準 を満たさなければならない。	「以下の基準」として規定 (1) 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 (2) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。 (3) 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等(4)において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 (4) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。